

議案第 13 号

議決第 号

始良市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の
件

始良市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正したい。よって、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年2月17日 提出

始良市長 湯元 敏浩

始良市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

始良市印鑑登録及び証明に関する条例（平成22年始良市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第16条の2第1号中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日から施行する。